

第1章 総則

(目的, 適用範囲)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「R I 規制法」という。）第21条第1項の規定に基づき、京都産業大学R I 実験施設（以下「R I 実験施設」という。）における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、もって放射線障害の発生を防止し、併せて公共の安全を確保することを目的とする。

2 この規程は、管理区域及び管理区域に立ち入る者に適用する。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「放射線施設」とは、R I 規制法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条第9号に定める使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。
- (2) 「放射線取扱等業務」とは、放射性同位元素等の取扱い（使用、保管、運搬、廃棄）、放射線発生装置の取扱い及び管理又はこれに付随する業務をいう。
- (3) 「業務従事者」とは、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者をいう。
- (4) 「管理区域一時立入者」（以下「一時立入者」という。）とは、放射線業務従事者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者をいう。

(遵守等の義務)

第3条 業務従事者及び一時立入者は、第5条に規定する放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 理事長は、放射線取扱主任者が法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

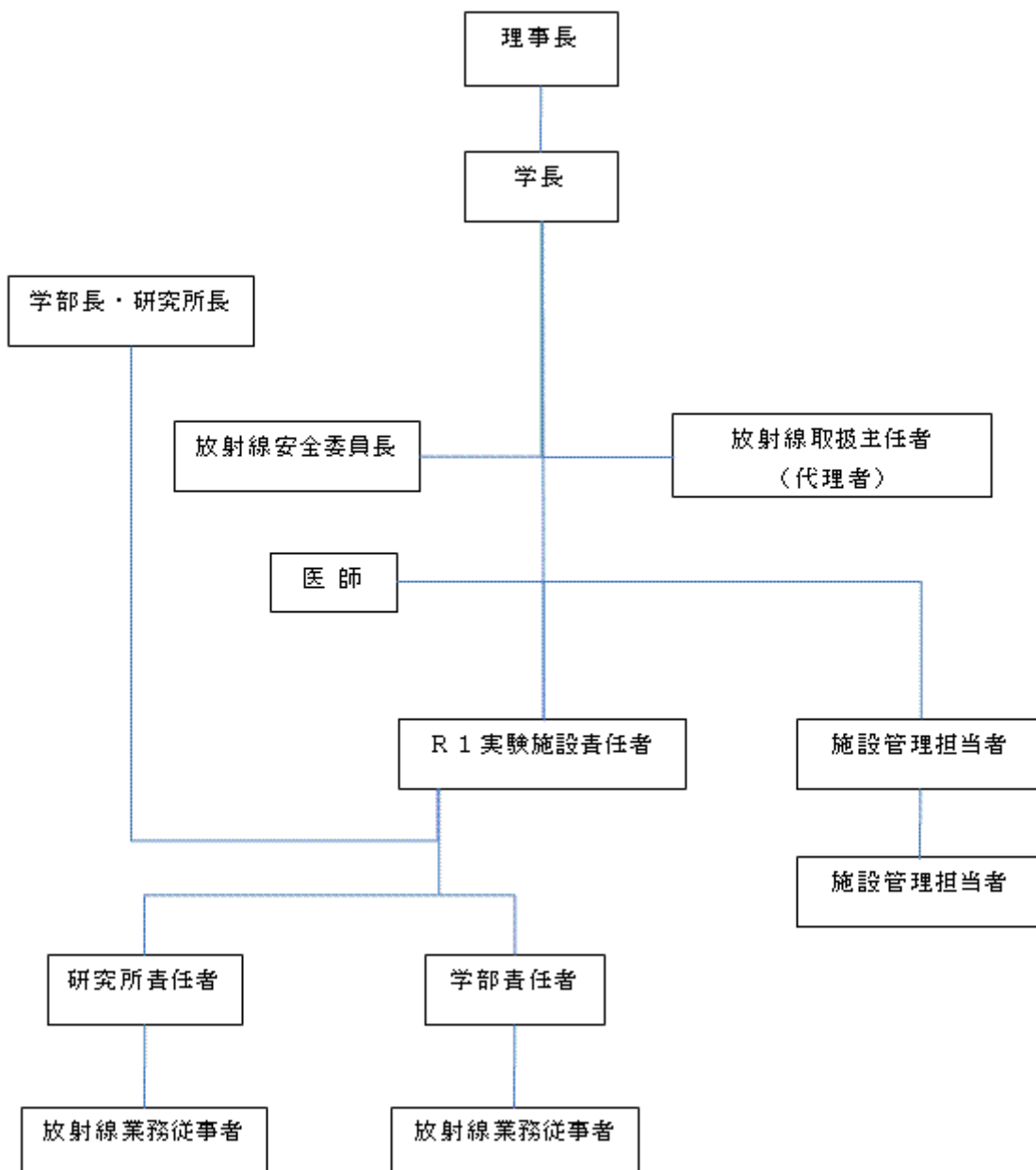
3 理事長は、第7条に定める放射線安全委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織と職務

(組織)

第4条 放射性同位元素等の取扱いに従事する者に関する組織並びに放射性同位元素取扱いの安全管理及び施設の維持管理に従事する者に関する組織は、次のとおりとする。

図1 組織図



(放射線取扱主任者及びその代理者の任命)

第5条 放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、放射線安全委員長の申出に基づき理事長が任命する。

2 主任者を解任する場合は、放射線安全委員長の解任理由に基づき、理事長が解任する。解任した場合は、原子力規制委員会に解任の届出をしなければならない。

3 理事長は、すべての主任者がその職務を行うことができないときは、その期間中主任者の職務を代行させるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、放射線安全委員長の申出に基づき、代理者を任命しなければならない。なお、その期間が30日以上におよぶときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

4 理事長は、主任者に対し、R I 規制法令で定められた期間ごとに定期講習を受講させなければならない。

(1) 主任者選任日から1年以内（ただし、主任者選任日の前1年以内に受講した者は、その受講日の翌年度の開始日から3年以内）

- (2) 主任者選任後、定期講習を受講した者にあつては、当該受講日の翌年度の開始日から3年以内
(放射線取扱主任者の職務)

第6条 主任者は放射線障害の防止に関し、次の事項について指導監督を行うほか、理事長に対して意見を具申する。

- (1) この規程の改正及び廃止等への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 教育訓練の計画等に対する指導及び指示
- (4) 危険時の措置等に関する対策への参画
- (5) 法令に基づく申請、届出及び報告の確認、点検及び審査
- (6) 立入検査等の立会い
- (7) 異常及び事故の原因調査への参画
- (8) 理事長に対する意見具申
- (9) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の確認及び監査
- (10) 関係者への助言、勧告及び指示
- (11) 放射線安全委員会の開催の要求
- (12) その他放射線障害防止に関する必要事項
(放射線安全委員会の任務)

第7条 放射線安全委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる放射線障害防止に関する必要事項の調査審議を調査又は審議し、理事長に答申又は具申する。

- (1) 放射線施設の新設、改廃及び事業所境界、管理区域、管理区域外使用区域等の設定、変更及び廃止に関すること。
- (2) 放射線業務従事者の登録許可、許可の取消し及び放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱制限並びに教育訓練の方針及び内容の改善に関すること。
- (3) 放射線安全管理及び放射線施設管理等についての調査、検討及びその改善に関すること。
- (4) 利用申込者に係る利用方法の安全審査に関すること。
- (5) その他放射線障害の防止に関し必要な事項
(委員会の構成及び委員の任命)

第8条 委員会の構成は次のとおりとし、それぞれ学長が任命する。

- (1) 委員長 学部長、研究所長又はそれに準ずる者
- (2) 副委員長 主任者
- (3) 委員 医師、学部責任者、研究所責任者及び本学に勤務する職員
- (4) 幹事 R I 実験施設責任者
(委員の任期)

第9条 各構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(R I 実験施設責任者)

第10条 R I 実験施設にR I 実験施設責任者（以下「R I 責任者」という。）を置く。

2 R I 責任者は、放射線施設の放射線障害防止に関して統括するとともに、放射線障害の防止に関し、主任者の意見を尊重しなければならない。

3 R I 責任者は、放射性同位元素の取扱いについて学部責任者又は研究所責任者に適切な指示を与え、るとともに、使用、保管、運搬及び廃棄に関する記帳を行い主任者に報告しなければならない。

(学部責任者又は研究所責任者)

第11条 学部責任者又は研究所責任者(以下「学部等責任者」という。)は、業務従事者に対し、放射性同位元素の取扱いについて適切な指示を与えるとともに、使用、保管及び廃棄に関する記帳の確認を行い、業務終了時にR I 責任者に提出するものとする。

(施設管理責任者)

第12条 施設管理責任者は、放射線施設の維持及び管理を統括する。

2 施設管理責任者には管財部課長(施設担当)とする。

(施設管理担当者)

第13条 施設管理担当者は、放射線施設の管理業務を担当する。

2 施設管理担当者は、管財部施設担当者のうちから施設管理責任者が任命する。

3 施設管理担当者は、放射線施設について次に掲げるを行う。

- (1) 建物の維持管理に関する業務
- (2) 電気設備の運転及び維持管理に関する業務
- (3) 給排気設備、給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
- (4) その他、R I 実験施設の維持管理に関する業務

(業務従事者)

第14条 業務従事者は、学部等責任者の申請に基づき、主任者が承認した上で登録しなければならない。

2 学部等責任者は、前項の申請を行うにあたり、業務従事者として申請した者に対し第29条に定める教育訓練及び第30条に定める健康診断を実施させ、その結果を主任者に提出し照査を受けなければならない。

(一時立入者)

第15条 一時立入者が管理区域に立ち入るときは、R I 責任者又は主任者の承認を得るとともに、業務従事者が付き添わなければならない。

(医師)

第16条 医師は、第30条に定める健康診断を実施する。

第3章 管理区域

(管理区域)

第17条 管理区域は、放射線障害防止のため、放射線障害のおそれのある場所を主任者が指定する。

2 管理区域とは、外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性同位元素の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が、原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれがある場所をいう。

3 R I 責任者は、次に掲げる者以外の者を担当する管理区域に立ち入らせてはならない。

- (1) 第14条に基づき、業務従事者として登録された者
- (2) 第15条に基づき、一時立入者としてR I 責任者又は主任者が認めた者

(管理区域に係る線量等)

第18条 管理区域における外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度及び放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度の上限は、次のとおりとする。

- (1) 外部放射線に係る線量については、実効線量が3か月間につき1.3ミリシーベルト
- (2) 空気中の放射性同位元素の濃度については、3か月間についての平均濃度が空气中濃度限度に

規定する濃度の10分の1

(3) 放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、表面密度限度に規定する密度の10分の1

(4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、線量と放射能濃度のそれぞれの基準値に対する比の和が1となるような実効線量及び空気中の放射性同位元素の濃度

第4章 使用

(放射性同位元素の使用)

第19条 業務従事者は、放射性同位元素を使用するときは放射性同位元素の使用、貯蔵等の状況を所定の帳簿に記入し、R I 責任者を通じて主任者に提出しなければならない。

2 放射性同位元素は、R I 実験施設以外で使用してはならない。

3 業務従事者は、放射性同位元素の使用に関し、主任者及びR I 責任者の指示並びに次に掲げる事項を遵守して、外部放射線に係る線量をできるだけ少なくするようにしなければならない。

(1) 外部放射線に対する防護のため、必要に応じ次の措置を講じなければならない。

ア プラスチック遮蔽衝立、鉛ブロック等で遮蔽すること。

イ 放射線源から適当な距離を保つこと。

ウ 使用時間を短縮すること。

(2) 体内汚染の防護のため、次の事項を遵守しなければならない。

ア R I 実験施設においては飲食、喫煙及び化粧をしてはならない。

イ 放射性同位元素の取扱いは、原則としてフード又はグローブボックス内で行い、かつ、遠隔操作し直接、口、皮膚、粘膜に放射性同位元素を付着させないようにすること。

(3) 前2号に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア R I 実験施設内に不必要な物を持ち込まないこと。

イ R I 実験施設へは、IDカードを使用して入室し、入室の際は、所定の場所でR I 用スリッパ及びR I 用実験衣を着用し、個人線量計等の放射線測定器を着用するとともに、所定の様式に氏名、立入時刻、使用目的を記入すること。

ウ R I 実験施設を使用中は排気設備を運転し、事故や故障により排気設備が停止した場合には、作業を中止して放射性同位元素を貯蔵箱に保管し直ちに退出し、主任者又はR I 責任者に報告すること。

エ R I 実験施設における空気の汚染に注意し、安全の確保を怠らないこと。

オ R I 実験施設を使用中は、排水設備のレベル計及び排水モニタを運転し、水位及び濃度を監視すること。

カ 作業の際は手やR I 実験衣等の汚染の有無を検査し、万一汚染を発見したときは、直ちに除去、脱衣等の処置をとること。

キ 業務従事者は、使用する放射性同位元素について十分な知識を持つとともに、使用目的に応じて放射線障害が発生するおそれが最も少ない使用方法を採用すること。

ク 作業を行う際は、作業台上にポリエチレン紙を敷くこと。

ケ 放射性同位元素の使用に際しては、必ずゴム手袋又はポリエチレン手袋を用いること。

コ R I 実験施設では私物のハンカチ、タオル等は使用せず、備付けのペーパータオルを用いること。

サ R I 実験施設から器具，試料，生物等を持ち出すときは，表面汚染の有無を検査し，汚染がないことを確認すること。

シ R I 実験施設からR I 実験衣，R I 用スリッパ，手袋を使用したまま退出しないこと。

ス R I 実験施設から退出するときは，身体各部，衣服，履き物等の汚染について検査し，汚染がないことをハンドフットクロスモニターで確認すること。

セ 身体の汚染があった場合は，流し台にてR I クリーナーと流水を用いて汚染各部が除染できるまで洗浄すること。洗浄を繰り返しても除染できないときは，主任者又はR I 責任者に連絡しその指示を受けること。

ソ 誤って放射性同位元素により人体及び施設に大量の汚染を生じさせたとき，又はその疑いのあるときは直ちにR I 責任者を通じて主任者に報告するとともに適切な措置を講ずること。

タ R I 実験施設から退出するときは，I Dカードを使用し，所定の様式に退出時刻を記入すること。

チ 地震，火災等による事故の発生あるいはその危険のある場合の措置は，危険時の措置によること。

第5章 施設の維持管理

(施設の維持管理及び点検)

第20条 施設管理責任者は，R I 実験施設が許可を得た条件を満たすよう維持管理しなければならない。

2 施設，設備の点検は，施設管理担当者又は外部に委託して3か月に1回以上行うものとする。

3 点検項目は，放射線施設の点検表1による。

4 点検結果は記録し，主任者に報告しなければならない。

5 施設管理責任者は，R I 実験施設に異常があった場合，主任者を通じて理事長に報告しなければならない。

6 理事長は，施設管理責任者及び主任者の意見を尊重し，R I 実験施設の維持管理を改善しなければならない。

第6章 購入，保管，運搬及び廃棄

(購入)

第21条 業務従事者は，所定の放射性同位元素使用計画書をR I 責任者を通じて主任者に提出し，主任者の承認を得てから放射性同位元素を購入するものとする。

2 業務従事者は，購入した放射性同位元素の種類及び数量を所定の用紙に記入しなければならない。

(保管)

第22条 業務従事者は，R I 責任者の指示に従い，次に掲げる事項を遵守し，放射性同位元素を保管しなければならない。

(1) 放射性同位元素は，貯蔵箱で保管し施錠すること。

(2) 貯蔵箱の鍵は，R I 責任者が保管し，みだりに貸与してはならない。

(3) 業務従事者は，貯蔵箱から放射性同位元素を持ち出すときは，所定の用紙に持出し日時，持出者，種類，数量等を記入しなければならない。

(4) 放射性同位元素を保管するときは，容器にラベルを貼り，区別ができるようにしなければならない。

(5) R I 責任者は、保管に関する注意事項を掲示しなければならない。

(管理区域における運搬)

第23条 管理区域において放射性同位元素を運搬しようとするときは、他の危険物の混載を禁止し、転倒、転落等の防止措置、汚染及び被ばくの防止、その他安全上必要な措置を講じなければならない。

(大学内における運搬)

第24条 大学内において放射性同位元素を運搬する場合は、前条に規定する措置に加えて、次に掲げる措置を講ずるとともに、あらかじめ主任者の承認を得て実施しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中の温度及び内圧の変化、振動等による亀裂、破損等が生じることがないように措置を講ずること。
- (2) 表面汚染密度については、搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
- (3) 1センチメートル線量当量については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、搬出物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置を講ずること。
- (4) 運搬経路を限定し、見張人の配置等の方法により関係者以外の者の接近及び運搬車両以外の通行を制限すること。
- (5) 車両で運搬する場合は、運搬車両の速度を制限し、必要に応じて伴走車を配置すること。
- (6) 監督者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- (7) 車両及び輸送容器表面に所定の標識をつけること。
- (8) その他関係法令に基づき実施すること。

(大学外における運搬)

第25条 大学外において放射性同位元素等を運搬する場合は、主任者及び学部長又は研究所長に承認を得て、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃棄)

第26条 放射性同位元素等を廃棄する場合は、業務従事者はR I 責任者の指示に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 放射性廃棄物は、その物理的、化学的性状に従って指示された廃棄物容器に入れ廃棄のための一時保管を行うこと。
- (2) 廃棄物容器は、定められた場所に置き、廃棄物内容を明示し標識をつけること。
- (3) 使用器具等の洗浄液は、二次洗浄液までを所定の容器に封入し保管すること。その他の洗浄液は貯溜槽に貯溜し、排水口の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水すること。
- (4) 放射性廃棄物を保管又は廃棄しようとするときは、放射性同位元素使用及び廃棄帳簿にその放射性廃棄物に係る所定の事項を記入しR I 責任者を通じて主任者に提出すること。

2 R I 責任者は、放射性廃棄物を廃棄するときは、日本アイソトープ協会に引取りを依頼するものとする。

第7章 測定及びその記録の保存

(管理区域等の測定)

第27条 主任者から指示を受けた者は、放射線障害の発生するおそれのある場所の放射線の量及び放

放射性同位元素による汚染の状況を、測定器を用いて測定するものとする。

(1) 放射線の量の測定

放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率について行う。ただし、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所においては、70マイクロメートル線量当量率について行うこと。

(2) 測定する場所

ア 放射線量の測定場所は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域の境界及び大学の境界とする。

イ 放射性同位元素による汚染状況の測定場所は、R I 実験室、R I 準備室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域の境界とする。

(3) 測定は、作業を開始する前に1回及び作業を開始した後は次項に定める場合を除いて1か月を超えない作業期間ごとに1回とする。

(4) 排気及び排水の測定

ア 排気については、放射性同位元素を使用している間排気モニターを連続運転して測定する。

イ 排水については、貯溜槽中の放射性同位元素の濃度を排水モニターを連続運転して測定する。

ウ 貯溜槽から一般排水として放流する場合は、放射性同位元素の濃度をその核種によって最も適した方法で測定する。

(5) 測定の結果は記録簿に記入して毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、5年間保存する。

(被ばく線量の測定)

第28条 外部放射線に被ばく（以下「外部被ばく」という。）の線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線被ばく（以下「内部被ばく」という。）による線量測定は、次に定めるところにより行う。

(1) 外部被ばくによる線量の測定は、次に掲げるとおり行う。

ア 胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申し出た者を除く。）にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること。

イ 頭部及びけい部から成る部位、胸部及び上腕部から成る部位並びに腹部及び大たい部から成る部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が胸部及び上腕部から成る部位（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申し出た者を除く。）は腹部及び大たい部から成る部位）の部位である場合以外は、アのほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること。

ウ 人体部位のうち外部被ばくによる線量が最大となるおそれがある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位となる場合は、ア及びイのほか、当該部位について70マイクロメートル線量当量を測定すること。

エ 測定は、個人線量計を用いること。ただし、個人線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、放射線測定器を用いて測定することとし、放射線測定器を用いてもなお測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

オ 管理区域に立ち入る者は、管理区域に立ち入っている間に継続して行うこと。ただし、一時立入者が、管理区域内における外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがないときは、測定不要とすることができる。

(2) 内部被ばくによる実効線量の測定は、次に掲げるとおり行う。

ア 放射性同位元素を吸入又は経口摂取したとき、若しくは放射性同位元素を吸入又は経口摂取するおそれがある場所に立ち入る者は、3か月を超えない期間ごとに1回（本人の申し出等により使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間1か月を超えない期間ごとに1回）行うこと。ただし、一時立入者は、その者の内部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれがないときは、測定を不要とすることができる。

イ 内部被ばくによる実効線量の測定は吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素について告示別表に掲げる放射性同位元素の種類ごとに測定値から摂取量を計算し、法令に定められた算出方法を用いて算出する。

2 測定の結果は、次に掲げる項目を記録する。

- (1) 測定対象者の氏名
- (2) 測定をした者の氏名
- (3) 個人線量計又は放射線測定器の種類及び型式
- (4) 測定方法
- (5) 測定部位及び測定結果

3 前項の測定の結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3か月間（本人の申し出等により使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1か月間）及び4月1日を始期とする1年間について、当該期間ごとに集計し記録する。

4 第2項の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録する。

- (1) 算定年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 算定した者の氏名
- (4) 算定対象期間
- (5) 実効線量
- (6) 等価線量及び組織名

5 前項の算定は4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3か月間（本人の申し出等により使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1か月間）及び4月1日を始期とする1年間について、当該期間ごとに行い記録する。

6 第4項の実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目を記録する。

- (1) 集計年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 集計した者の氏名
- (4) 集計対象期間
- (5) 累積実効線量

7 第2項から前項までの記録は、教学センターで永久に保存するとともに、記録のつど対象者に対し

その写しを交付しなければならない。

第8章 教育訓練

(教育訓練)

第29条 R I 責任者は、業務従事者に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要となる教育訓練を実施しなければならない。

2 教育訓練は、次に掲げる事項のとおり実施する。

(1) 実施時期は、次のとおりとする。

ア 放射線業務従事者として登録する前

イ 放射線業務従事者として登録した後は、登録後、前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内

(2) 実施項目及び実施時間は、次のとおりとする。

ア 放射線の人体に対する影響 (30分以上)

イ 又は放射線発生装置の安全取扱 (3時間以上)

ウ 放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程 (30分以上)

エ その他放射線障害予防に関して必要な事項 (適宜)

3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる実施項目に関し、十分な知識及び技能を有している者に対しては、次の省略基準に基づき、R I 責任者と主任者が協議の上、教育及び訓練の一部を省略することができる。その場合は、教育訓練受講記録に省略理由を記載しなければならない。

ア 他の事業所等で前年度の教育訓練の受講歴が確認できる場合

イ 学部又は大学院での履修により、前項第2号の各項目を満たすに必要な教育を受けていることが確認できる場合

ウ 外部機関による教育訓練と同様の内容の研修等を受講したことが確認できる場合

エ その他、前項第2号の項目について、十分な知識を有していると確認できる場合

4 一時立入者には、放射線障害の防止に必要な教育訓練を口頭又は掲示等により実施し、立入及び教育訓練に係る記帳を行わなければならない。

5 R I 責任者は、教育訓練計画及び実施内容の記録を作成し、放射線安全委員会の承認を得なければならない。また、放射線安全委員会で定めた方針に従い、実施内容等の変更及び改善を行わなければならない。

第9章 保健上必要な事項

(健康診断)

第30条 医師は、業務従事者に対して、次に掲げる定めにより健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期は、次のとおりとする。

ア 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前

イ 管理区域に立ち入った後には1年間を超えない期間ごと

(2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。

(3) 問診は、放射線の被ばく歴及びその状況について行うこと。

(4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行う。ただし、次の部位又は項目(初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては、ア及びイの部位又は項目を除く。)については、医師が必要と認める場合に行うものとする。

- ア 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値，赤血球数，白血球数及び白血球百分率
- イ 皮膚
- ウ 眼

2 RI責任者は、前項各号にかかわらず、業務従事者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合
- (2) 放射性同位元素により表面限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合
- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
- (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合

3 医師は、次に掲げる項目に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

- (1) 実施年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 健康診断を実施した医師名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 健康診断の結果の記録は教学センターで永久に保存するとともに、実施のつど記録の写しを対象者に交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第31条 主任者は、放射線障害を受けたか、又は受けたおそれがあると認められる者に対しては、その程度に応じて次の各号のいずれかの措置をとり、かつ、保健指導をしなければならない。

- (1) 管理区域への立入り時間の短縮
- (2) 管理区域への立入禁止
- (3) 他の部門への転出
- (4) 休養
- (5) 医師による保健指導

第10章 記帳及び保存

(帳簿の記帳及び保存)

第32条 RI責任者は、次の各号に掲げる帳簿についてそれぞれ当該各号に定める事項の記帳、又は記帳の確認及びこれらの帳簿を保管しなければならない。

- (1) 受入、払出及び使用に係る放射性同位元素の種類及び数量
- (2) 放射性同位元素の受入、払出及び使用の年月日、目的、方法及び場所、並びに受入、払出の相手方の氏名又は名称
- (3) 放射性同位元素の受入、払出及び使用に従事する者の氏名
- (4) 保管に係る放射性同位元素の種類及び数量
- (5) 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- (6) 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- (7) 廃棄に係る放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の種類及び数量
- (8) 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄年月日、方法及び場所
- (9) 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に従事する者の氏名

- (10) 運搬に係る大学内又は大学外における運搬の年月日，方法，荷受け人又は荷送り人の氏名又は名称，及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
 - (11) 教育訓練の実施年月日，実施の内容及び受講者の氏名
 - (12) 放射線施設の点検実施年月日，点検結果及びこれに伴う措置の内容及びに点検を行った者の氏名
- 2 前項の帳簿は，毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖する。
 - 3 帳簿の保存は，帳簿を閉鎖した後，5年間とする。
 - 4 被ばく線量に関する記録及び健康診断の記録は，帳簿を毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し永久保存しなければならない。

第11章 地震，火災，事故及び危険時の措置

(地震，火災，その他の災害が起こったときの措置)

第33条 地震，火災，その他の災害等で，次の各号に掲げる事態が発生した場合は，主任者又はR I責任者が指示を行い，第3項に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が発生した場合
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し，又は排気することによって廃棄した場合に，規定の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し，又は排水することによって廃棄した場合に，規定の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき（施行規則第15条第2項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く）。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいし，次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。）

ア 漏えいした液体状の放射性同位元素等が漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかった場合

イ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合，漏えいした場所の排気設備の機能が適性に維持されている場合

ウ 漏えいした放射性同位元素等が微量の場合，又はその他漏えいの程度が軽微な場合（表面密度限を超えない場合）

- (6) 線量限度を超え，又は超えるおそれがある場合
- ア 業務従事者が常時立ち入る場所で被ばくするおそれのある線量
 - イ 大学の境界（及び大学内の人が居住する区域）における線量
- (7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときで，次の線量を超え，又は超えるおそれがある場合
- ア 放射線業務従事者：5ミリシーベルト
 - イ 放射線業務従事者以外の者：0.5ミリシーベルト
- (8) 放射線業務従事者の実効線量限度及び等価線量限度を超え，又は超えるおそれのある被ばくがあった場合

2 R I責任者が前項の通報を受けた場合は，その状況及び対応措置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

3 第1項各号の事態が発生した場合は，以下の措置を講じなければならない。

- (1) 発生状況等を次に掲げる者に連絡するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。
 - ア 理事長
 - イ 学長
 - ウ 学部長又は研究所長
 - エ 主任者
 - オ R I 責任者
 - カ 施設管理責任者（管財部課長（施設担当））
- (2) 施設管理責任者は警察署及び消防署に通報するとともに、理事長は遅滞なく原子力規制委員会に届け出なければならない。
- (3) 休日又は夜間での発生時は、別に定める非常事態連絡網により連絡を図るとともに応急の措置をとらなければならない。
- (4) 通報連絡表は、あらかじめR I 責任者が作成し、見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- (5) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を速やかに救出し、避難させるとともに、R I 実験施設内にいる者及びその付近にいる者に対して避難するよう警告しなければならない。
- (6) 放射性同位元素による汚染が生じた場合は、速やかにその拡散を防止するとともに、それを除去しなければならない。
- (7) 拡散した放射性同位元素を他の場所に移すことができる場合は、これを安全な場所に移し、標識を設ける等の安全措置を講じ、関係者以外の立入りを禁止しなければならない。
- (8) 災害発生中及び鎮圧後の放射線による二次災害が生じないよう厳重な管理を行わなければならない。

（地震等の災害時における点検）

第34条 京都市内で大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊が発生した場合））、又は放射線施設で火災等の災害が起こった場合は、施設管理担当者は放射線施設の点検表2に従って点検を実施し、その結果を主任者を經由して理事長に報告しなければならない。

（危険時の措置）

第35条 人身事故、漏電、爆発その他の災害により放射性同位元素による事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、業務従事者は主任者又はR I 責任者の指示に従い第33条各号に掲げる措置をとらなければならない。

（盗難の予防措置）

第36条 R I 責任者は、放射性同位元素の盗難又は行方不明等の事故を未然に防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 放射性同位元素の管理区域以外への持出しは、主任者の許可及び立会いを要すること。
- (2) R I 責任者は、貯蔵する放射性同位元素の種類、数量を把握し、保管の状態についても定期的に確認すること。
- (3) 業務従事者は、放射性同位元素を使用後直ちに数量を確認し、貯蔵箱に収納し、施錠した後に帳簿に記入し、鍵はR I 責任者に引き渡すこと。

第12章 報告

（放射線管理状況の報告）

第37条 R I 責任者は、次に掲げる項目についての報告書を毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について作成し、主任者の審査を受けた上、当該期間の経過後3か月以内に原子力規制委員会に理事長名にて提出しなければならない。

- (1) 放射線施設の点検の実施状況
- (2) 放射性同位元素の保管の状況
- (3) 放射線業務従事者
- (4) 個人実効線量分布
(異常時の報告)

第38条 理事長は、次に掲げる事象の発生により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及びそれに対する処置を10日以内に、それぞれ関係法令等に従って原子力規制委員会に報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が生じた場合
- (2) 放射性同位元素等が異常に漏洩した場合
- (3) 業務従事者が、実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合
- (4) 前3号のほか放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合

2 事故等の報告を要する放射線障害のおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合は、R I 責任者は放射線安全委員会と協議の上、大学ホームページ等に次項に定める事故状況及び被害の程度等を掲載し、公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せに対応するため、問合せ窓口を設置するものとする。

3 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容（以下「情報 提供内容」という。）は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
- (2) 汚染状況等による大学外への影響
- (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
- (4) 応急措置の内容
- (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止策
(注意事項の掲示)

第39条 R I 責任者は、放射性同位元素の安全な取扱いに関する注意事項をR I 実験施設内に掲示しなければならない。

(その他)

第40条 R I 責任者は、この規程をR I 実験施設の目につきやすい場所に掲示するとともに、業務従事者に交付しなければならない。

第41条 この規程に定めのない事項に関しては、R I 規制法その他関係法令の定めに従って準拠する。

(事務)

第42条 この規程に関する事務は、教学センターにおいて行う。

(改廃)

第43条 この規程の改廃は、放射線安全委員会及び部局長会の議を経て、常任理事会で決定する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。